

ぱんじー通信



H26.10月号 NO. 5

おかげさまで、1周年を迎えました。

権利擁護支援の実現をめざして

～ぱんじーの1年間を振り返って～

甲賀・湖南成年後見センターぱんじーが昨年10月に業務を開始して以来、1年が過ぎました。この間、延べ700件を超える相談が寄せられ、また40人以上の方の成年後見制度の申立支援に関わらせていただきました。

この間2回開催した「高齢者・障がい者なんでも相談会」においても多くの相談があるなど、成年後見制度に関する地域のニーズの量的な多さと質的な多様さ・複雑さに驚くとともに、ぱんじーの活動への期待の大きさを痛感したところです。

甲賀、湖南両市や地域の福祉関係者のご努力の中で誕生したぱんじーは、設立時においては成年後見制度の普及・啓発や利用支援さらには法人後見を担うセンターとしての役割が期待され、この1年間のぱんじーの活動の中でその期待の一面は十分に果たしてきたものと考えています。

しかし、数多くの相談を通じて明らかになったことは、当初期待された「センター」としての活動のみでは、地域の期待に十分に応えることはむづかしいのではないかとということです。

ぱんじーへ寄せられる相談の多くは、成年後見制度の利用につなげれば良しというものではなく、さまざまな社会的・経済的な関係の中で、人として普通に暮らせるための条件をどう整え、人としての権利をどう守るのかという問題がその根底あり、権利擁護支援の視点抜きには、問題の解決が容易ではないということです。

しかし権利擁護支援の課題は、優れて行政のそれであり、ひとりぱんじーのみで実現できるものでないことは明らかですが、ぱんじーが地域のニーズに真に応えていく上で、「権利擁護支援システム」の確立が必須の条件であると考え、甲賀、湖南両市とともにぱんじーも参画し「権利擁護支援システム検討会」を立ち上げ、甲賀・湖南地域における権利擁護支援の在り方について検討を始めました。

具体的な方向性を見出すには一定の時間がかかるものと思われませんが、この課題の実現を通じてこそ、ぱんじーの期待されている役割が、十全に果たせるのではないかと考えています。

最後に当たり、ぱんじーを生み出しこの1年間活動を支えていただいた甲賀、湖南両市や地域の関係者の皆さまに感謝申し上げますとともに、ぱんじーの設立がゴールではなく、新たな課題の解決へ向けてのスタートであることを地域全体として確認し、権利擁護支援システムの確立に向け、ともに力を合わせて前進していくことを願うとともに、引き続きぱんじーへのご支援をお願い申し上げます。

理事長 小野和雄



高齢者虐待早期発見・啓発研修会

去る9月18日、甲賀市からの委託事業である、高齢者虐待早期発見・啓発研修会を行いました。全国権利擁護支援ネットワーク事務局長の上田晴男先生を講師にお迎えし、第1部「高齢者虐待のポイント～養護者編～」、19時からの第2部は「高齢者虐待対応のポイント～施設等従事者編～」と、題して、養護者による虐待だけではなく、介護現場における不適切な対応についての内容にも触れ、ご講演をいただきました。

主に、甲賀市内の高齢者、障がい者の支援に携わる事業所のみなさんにご参加いただきました。参加者は、第1部、第2部合わせて100名を上回り、関心の高さが伺えました。

高齢者虐待に関する内容だけではなく、障がい者虐待にも共通する点、また、権利擁護の視点についても私たち実践者にわかりやすいお話でした。

「虐待」という言葉の意味には、**高齢者や障がい者本人が何らかの危害や不利益を受けて生活困難に陥っている状況**であること、**虐待防止法は支援法**であり、**社会的な支援により状況改善を図ること**である。というお話があり、研修後の参加者アンケートにもあったように、虐待に対する考え方を教えていただき、疑いの段階でも早期に通報することが大切であることがわかりました。

高齢者虐待防止法が施行されて以降、増え続けていた高齢者虐待に関する相談、通報件数が、減少傾向にあり、これは、高齢者の権利擁護に関する意識が定着した。という見方もある一方で、支援者側の慣れや意識が低下してきているのではないかと、危惧されています。

今後も高齢者に限らず、障がい者に対する権利擁護の視点を持ち続け、早期に権利侵害からの保護、救済、また、その防止ができるよう、このような研修などを通して啓発を継続していかなければならないと思いました。お忙しい中、ご参加いただいたみなさん、ありがとうございました。

参加者の声 (アンケートより)

・虐待のイメージは悪く、よっぽどの場合を指すものと考えがちです。気づきを活かし、評価・確認をしないで相談できる。という啓発を内・外にしていく必要があると感じました。

・虐待とは特別なことではなく、誰でも起こすリスクがある。従事者は気づいていない何気ない話し方や対応……。利用者が困った状態に陥っていないか気づくことが大切。事業所内、組織内で話せることや改善する仕組みを考えていきたい。



権利擁護支援システム検討会

ぱんじーと、甲賀市、湖南市が中心となり、両市社会福祉協議会や、専門職後見人として権利擁護支援に携わる、弁護士・司法書士・社会福祉士などから構成し、「甲賀圏域における権利擁護支援システム」について検討を続けています。

これは、ぱんじーが成年後見センターとして、成年後見という制度だけの支援にとどまらず、広く権利擁護支援という視点で、圏域の高齢者・障がい者への支援が必要なのではないか。今後ますます増え続ける権利擁護支援のニーズに応えるためには、権利擁護支援の仕組みが必要なのではないか。という課題から、昨年度より、調査研究、先進地による研修などを行っています。

今年度の取り組みをご紹介します。

検討会

学識経験者、行政の高齢福祉、障がい福祉、社会福祉担当課長、社協事務局長、専門職後見受任団体などから構成されています。
実際のシステムがどうあるべきか、考えます。

小委員会

地域の権利擁護支援に携わる現場レベルの委員がメンバーです！
支援を必要とする方たちの目線で、地域の権利擁護支援について課題を考えます。



調査研究

実際の権利擁護支援システムで、どのような機能や役割が求められているのか、相談業務を行う事業所向けアンケート調査、県内の成年後見受任団体へのヒアリング調査を行っています。

研修会

私たちシステム検討会のメンバーが、先駆的に取り組む自治体の方や、スーパーバイザーをお招きし、研修をしています。

予告！！

高齢者・障がい者なんでも相談会 開催します！

平成27年1月17日（土）13時30分～16時30分

場所：水口社会福祉センター

法律職、福祉職などの専門職が一度にみなさんのお悩みや相談をお受けします。

予約不要、時間無制限、ワンストップ相談会です。

●●●相談会のお知らせ●●●

～11月の出張相談会～

- 11月19日(水)
場所：信楽保健センター
時間：13時～16時
予約不要

各相談会のお問い合わせは、ばんじーへ・・・
電話：0748-86-6161

～専門相談～

- 弁護士相談
毎月第2木曜日
- 司法書士相談
毎月第4木曜日
時間：13時より16時まで(要予約)



成年後見制度 Q&A

Q. 任意後見制度とは？

- A. 任意後見制度とは、本人が十分な判断能力があるうちに、将来、判断能力が不十分な状態になった場合に備えて、あらかじめ自らが選んだ代理人(任意後見人)に、自分の生活、療養看護や財産管理に関する事務について代理権を与える契約(任意後見契約)を公証人の作成する公正証書で結んでおくというものです。
詳しくは、ばんじーへお問い合わせください。

【相談件数】

平成26年7月より
平成26年9月まで

※出張相談会や専門相談での相談や、会議等出先機関での相談など

	訪問相談	電話相談	来所相談	他※	計
7月	16	32	14	11	73
8月	24	51	13	7	95
9月	18	36	20	9	83

「ばんじーを応援するよ」という方、会員登録をお願いします。もちろん継続も受付中！！

正会員 個人1口 1,000円/年 団体5,000円/年
賛助会員 個人1口 500円/年 団体3,000円/年

NPO法人 甲賀・湖南成年後見センター ばんじー

〒520-3308 滋賀県甲賀市甲南町野田810 甲賀市甲南庁舎

TEL：0748-86-6161 FAX：0748-86-6199

ホームページ <http://www.pam-g.com>

E-mail：pan-g.koka-konan@iaa.itkeeper.ne.jp

ばんじーからのお知らせをメールで
ご希望される方は左記のメールアドレスにお
知らせください。